

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表新潟都心地域の項の次に次のように加える。

地域	金沢駅東
	金沢市の区域のうち、第一号(1)に掲げる地点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
	一 次に掲げる地点を順次結んだ線
(1)	北緯三六度三四分五三秒・八七東経一三六度三九分八秒・二八の地点
(2)	北緯三六度三四分五三秒・八六東経一三六度三九分五秒・七八の地点
(3)	北緯三六度三四分五五秒・一三東経一三六度三九分六秒・三一の地点

-
- 二 西日本旅客鉄道北陸新幹線の中心線
 - 三 県道主要地方道金沢港線の中心線
 - 四 県道金沢停車場南線の中心線
 - 五 市道本町二丁目線七号線の中心線
 - 六 市道準幹線五百十四号本町・白菊線の中心線
 - 七 県道主要地方道金沢停車場線の西側端線から八十メートル外側の線
 - 八 市道一級幹線百十九号金沢駅通り線の西側端線から八十メートル外側の線
 - 九 県道主要地方道金沢停車場線の西側端線から八十メートル外側の線
 - 十 市道武蔵町線十四号線の中心線
 - 十一 市道武蔵町線六号線の中心線
 - 十二 市道武蔵町線十七号線の中心線
 - 十三 市道武蔵町線八号線の中心線
 - 十四 市道武蔵町線十六号線の中心線
-

十五 市道武蔵町線九号線の中心線

十六 市道高岡町線十四号線の中心線

十七 市道高岡町線十五号線の中心線

十八 市道香林坊二丁目線八号線の中心線

十九 北緯三六度三三分五五秒・○五東経一三六度三九分一一秒・五三の地点と北緯三六度三三分五五秒・八二東経一三六度三九分八秒・七六の地点とを結んだ線

二十 市道香林坊二丁目線七号線の中心線

二十一 市道香林坊二丁目線六号線の中心線

二十二 市道香林坊二丁目線四号線の中心線

二十三 市道二級幹線三百十一号武蔵・片町線の中心線

二十四 市道片町二丁目線九号線の中心線

二十五 次に掲げる地点を順次結んだ線

(1) 北緯三六度三三分三七秒・四七東経一三六度三九分六秒・七九の地点

-
-
- | | |
|-----|---------------------------------|
| (2) | 北緯三六度三三分三九秒・二〇東經一三六度三九分四秒・八五の地点 |
| (3) | 北緯三六度三三分四〇秒・七七東經一三六度三九分三秒・七九の地点 |
| (4) | 北緯三六度三三分三九秒・八五東經一三六度三九分二秒・〇九の地点 |
| (5) | 北緯三六度三三分三九秒・〇五東經一三六度三九分一秒・六四の地点 |
| (6) | 北緯三六度三三分三七秒・八〇東經一三六度三九分一秒・七四の地点 |
| 二十六 | 市道片町二丁目線十八号線の中心線 |
| 二十七 | 市道片町二丁目線十九号線の中心線 |
| 二十八 | 市道片町二丁目線二十号線の中心線 |
| 二十九 | 市道片町二丁目線十二号線の西側端線 |
| 三十 | 市道片町一丁目線十一号線の西側端線 |
| 三十一 | 市道片町一丁目線十号線の中心線 |
| 三十二 | 次に掲げる地点を順次結んだ線 |
| (1) | 北緯三六度三三分三二秒・三五東經一三六度三九分八秒・〇八の地点 |
-

-
- (2) 北緯三六度三三分三〇秒・二五東經一三六度三九分一〇秒・四六の地点
- (3) 北緯三六度三三分三二秒・〇〇東經一三六度三九分一二秒・七七の地点
- (4) 北緯三六度三三分三四秒・一一東經一三六度三九分一〇秒・三九の地点
- 三十三 市道片町一丁目線六号線の中心線
- 三十四 市道片町一丁目線三号線の中心線
- 三十五 市道広坂一丁目線二号線の中心線
- 三十六 市道広坂一丁目線一号線の中心線
- 三十七 市道片町一丁目線一号線の中心線
- 三十八 北緯三六度三三分四三秒・一五東經一三六度三九分一七秒・九七の地点と北緯三六度三三分四三秒・三五東經一三六度三九分一六秒・一八の地点とを結んだ線
- 三十九 市道香林坊一丁目線二号線の中心線
- 四十 市道尾山町線六号線の中心線
- 四十一 次に掲げる地点を順次結んだ線
-

-
-
- (1) 北緯三六度三三分五五秒・九六東經一三六度三九分一五秒・七三の地点
- (2) 北緯三六度三三分五五秒・九七東經一三六度三九分一四秒・八七の地点
- (3) 北緯三六度三四分〇秒・八五東經一三六度三九分一五秒・六九の地点
- (4) 北緯三六度三四分〇秒・六六東經一三六度三九分一六秒・五九の地点
- 四十二 市道尾山町線六号線の中心線
- 四十三 市道四連区線六号線の中心線
- 四十四 市道四連区線五号線の中心線
- 四十五 市道尾張町二丁目線七号線の中心線
- 四十六 次に掲げる地点を順次結んだ線
- (1) 北緯三六度三四分二〇秒・八三東經一三六度三九分二五秒・七〇の地点
- (2) 北緯三六度三四分二三秒・三一東經一三六度三九分二五秒・九三の地点
- (3) 北緯三六度三四分二四秒・二四東經一三六度三九分二四秒・五五の地点
- (4) 北緯三六度三四分二四秒・三七東經一三六度三九分二二秒・〇六の地点
-

四十七	県道主要地方道金沢停車場線の東側端線から八十メートル外側の線
四十八	市道一級幹線百十九号金沢駅通り線の東側端線から八十メートル外側の線
四十九	県道主要地方道金沢停車場線の東側端線から八十メートル外側の線
五十	北緯三六度三四分四一秒・〇〇東経一三六度三九分三秒・〇四の地点と北緯三六度三四分四一秒・一六東経一三六度三九分三秒・八九の地点とを結んだ線
五十一	市道此花町線七号線の中心線
五十二	県道向栗崎安江町線の中心線
五十三	市道駅北線一号線の中心線
五十四	市道北安江一丁目線九号線の中心線

第一条の表備考に次の一号を加える。

二十 金沢駅東地域 令和七年五月十五日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域として新たに金沢駅東地域を定める必要があるからである。